一般事業主行動計画の計画期間の変更について

令和元年10月1日付けで公表していた次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」について、この度、計画期間を変更しましたので、お知らせいたします。

社会福祉法人栗原秀峰会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、 次のとおり行動計画を策定する

■ 計画期間 令和元年10月1日~令和4年3月31日までの 2年間6か月間

■ 内 容

目	標	1	子育て世代の職員が働きながら活用できる「妊娠・出産・子育て」等に関する諸		
			制度を全職員に周知し理解を促す		
対		策	• R2. 4~	所課長等を対象とした「育児・介護休業等に関する規則」の研修	
			- R2. 9∼	育児休業者等の休業・復帰計画書の内容検討	
			• 期中随時	休業者への情報提供(部署ごと,他の所属員と同様の情報共有)	
				計画書の導入と計画に沿った定期的な面談等(概ね3か月に1回)	
			• R4. 1~	上記取組みの評価及び結果共有	

目	標	2	若年者に対するインターンシップなどの職業体験機会を提供することで適正な		
			人材確保を行っていく		
対		策	• R2. 5∼	若者向け業務の検討及び整理	
			- R2. 6∼	各事業所により近隣学校等への情報発信(行事等の案内含む)	
			• 期中随時	施設見学やインターンシップの受入	
				学生ボランティアやアルバイトの活用など	
			• R4. 1~	取組みの評価(効果測定,波及効果等)及び結果共有	